

予納郵便切手一覧表(債権執行)

旭川地方裁判所民事部債権執行係(令和5年10月1日現在)

手 続	予納郵便切手								合計	備考
	¥500	¥350	¥100	¥94	¥84	¥50	¥20	¥10		
1 債権差押命令申立 (陳述催告申立あり) ※債務者1名, 第三債務者1名の場合	4	1	3	2	8	1		6	¥3,620	※ 執行費用として計上できる額は <u>3,066円</u> まで (内訳) 債権者への正本送付費用 94円 債務者への正本送達費用 1,204円 第三債務者への正本送達費用 1,250円 陳述書返送費用 434円 送達通知費用 84円 ※ 債権者宛ての返信用封筒も添付してください。
2 債務者が1名増えるごとの加算 ※債権及びその他の財産権を目的とする担保 権実行・行使の場合で, 債務者と所有者(共有 者)が同一でない場合は所有者(共有者)を1 名として計算	2		1	1				1	¥1,204	執行費用として1,204円まで加算可
3 第三債務者(送達場所ごとに1名とする。) が1名増えるごとの加算 (陳述催告申立あり)	2	1	2		2	1			¥1,768	執行費用として1,684円まで加算可 第三債務者の人数分に応じた債権者宛ての返信用 封筒も添付してください。
4 申立の取下	(債務者+第三債務者数)×84円切手 ※第三債務者は送達場所ごとに1名とする。 ※差押命令正本が不送達又は公示送達となった債務者は含ま ない。									
5 債務名義正本等還付申請 ※簡易書留郵便での返送を希望する場合		1	1				2		¥490	重量が100グラム以下の場合 ※100グラムを超える場合は, 納付額は増えます。
6 債権転付命令 (差押命令申立後に申し立てる場合)	4		2	3				2	¥2,502	当事者が各1名の場合 ※1・6の同時申立(第三債務者1名の場合)は1と同じ 債権者94円, 債務者及び第三債務者1,204円
7 差押債権の差押範囲変更申立	4	1	4		5			15	¥3,320	当事者が各1名の場合

(注)重量超過や速達等利用の場合などで切手の追納が必要となることがあります。詳しくは, 債権執行係(0166-51-6147)へお問い合わせ下さい。